



平成 28 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社レッド・プラネット・ジャパン
代表者名 代表取締役社長 ティモシー・ハンシング
(JASDAQ コード: 3350)
問合せ先 取締役 CFO 王生 貴久
電話番号 050-5835-0966

(開示事項の経過) 損害賠償請求に関するお知らせ

平成 28 年 3 月 11 日付「損害賠償請求に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社が平成 27 年 9 月 25 日付で取得した株式会社フード・プラネット（旧名株式会社アジェット、以下「フード社」という。）の株式について、その売主である株式会社りく・マネジメント・パートナーズ（以下「りく社」という。）ならびに連帯して同社代表取締役萩原明に対し、本日付で損害賠償等請求訴訟を提起いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 訴訟提起の経緯

フード社は、同社が平成 27 年 12 月 3 日付「当社及び当社連結子会社における会計処理の妥当性に関する調査のための第三者委員会設置に関するお知らせ」、平成 28 年 1 月 20 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び平成 28 年 2 月 4 日付「平成 27 年 9 月期有価証券報告書の提出」及び「過年度に係る有価証券報告書及び内部統制報告書の訂正報告書の提出」並びに「過年度に係る決算短信等の訂正」において開示のとおり、平成 26 年 9 月期の決算を修正し、これに伴い平成 27 年 9 月期の第 1 四半期、第 2 四半期及び第 3 四半期決算を修正しております。

当社は、平成 27 年 9 月 7 日付「資本業務提携並びに新株発行等に関する資金使途及び支出予定時期の変更のお知らせ」にて開示のとおり、りく社からフード社株式 600 万株を 3 億円で取得いたしました。しかしながら、フード社が上記のとおり過年度決算を修正したことを受け、フード社の株式取得に関し、当社がりく社と締結した株式売買契約におけるりく社のフード社財務諸表の正確性に関する表明・保証に重大な違反があったと判断し、平成 28 年 3 月 11 日の取締役会において、りく社を相手に損害賠償を請求するため、平成 28 年 3 月末までに速やかに訴訟を提起する旨等を決議いたしました。

このたび、4. 損害額の内訳に記載のとおり、現時点における損害額が確定いたしましたので、本日付で東京地方裁判所に損害賠償等請求訴訟を提起したものであります。

2. 訴訟を提起した相手（被告）

- (1) 株式会社りく・マネジメント・パートナーズ
代表取締役 萩原 明
- (2) 萩原 明（個人）

3. 訴えの内容及び合計損害額

訴えの内容：損害賠償等請求事件

合計損害額：9 億 3 3 7 3 万 2 2 1 8 円（うち一部として 1 億円を請求して提訴し、訴訟の進

捗に応じて損害額全額まで請求を拡張する予定です)

4. 損害額の内訳

- (1) 当社が保有するフード社株式の減損処理分 金7億6709万5000円
- (2) 当社が定時株主総会の継続会を開催するために要した費用 金671万218円
- (3) 当社が保有するフード社株式の評価額を見直すために生じた費用 1億5992万7000円

5. その他

4. の損害額につきましては、現時点において当社が確認した損害にとどまっておりますが、今後更なる損害が確認された場合には、追加の損害賠償請求を行います。さらに、上記りく社経営陣及びりく社以外に本件取引に関与した他の関係者に対しての、詐欺罪を含む刑事上の責任を検討し、厳正かつ断固たる姿勢で対処してまいります。

具体的な内容は決定次第速やかに開示いたします。

6. 今後の見通し

本件訴訟の提起が、今後の当社業績に与える影響は現在精査中であり、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以 上